

【特別寄稿】

令和における海上自衛隊

— その努力の方向性 —

齋藤 聡

はじめに

現在、我が国を取り巻く国際環境は、これまで以上に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化している。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例がみられ、公海における自由が不当に侵害される状況が生じている。また、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散及び深刻化する国際テロは、引き続き、国際社会にとっての重大な課題である。こうした中、我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている<sup>1</sup>。

こうした情勢を受けて、平成 25 年には「国家安全保障戦略<sup>2</sup>」が、平成 30 年には「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱<sup>3</sup>」が策定された。これらを踏まえ、令和の時代における海上自衛隊の努力は、どの方向に向けられるべきであろうか。

その問いに答えるためには、まず、日本国民の生命・身体・財産、そして領土・領海・領空を守り抜くために海上自衛隊が達成すべき目標を明ら

---

<sup>1</sup> 防衛省編『令和元年版 日本の防衛』2019 年、215 頁。

<sup>2</sup> 2013 年 12 月 17 日に国家安全保障会議と閣議において決定された「国家安全保障戦略」は、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として、わが国として初めて策定したものである。『令和元年版 日本の防衛』203 頁。

<sup>3</sup> 防衛計画の大綱は、わが国を取り巻く安全保障環境や世界の軍事情勢の変化を把握し、安全保障環境の現実に向き合い、国民を守るために必要な防衛力のあり方を示すものであり、2018 年に新たな大綱が策定された。『令和元年版 日本の防衛』210 頁。

かにする必要がある。次に、目標達成の方策として実施すべき活動を整理し、さらに、それらの活動を実行に移すために保有すべき能力を導出しなければならない。そのようにして初めて、取り組むべき努力の方向性を明確にし、海上自衛隊員全員に理解させることができるのである。

本稿は、上記のような思考過程に基づき、新しい時代を迎えた海上自衛隊の努力の方向性を考察し、これを明らかにしたものである。

## 1 目標 <海上自衛隊が達成すべきこと>

「国家安全保障戦略」及び「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」という 2 つの上位文書を踏まえ、その中で海上防衛力が果たすべき役割を分析すると、次の 3 点が、海上自衛隊が達成すべき目標として浮かび上がってくる。

### （1）我が国の領域及び周辺海域の防衛

第 1 の目標は、我が国の領域及び周辺海域を防衛することである。

海上自衛隊は、水中及び上空を含む我が国の領域及び周辺海域において、我が国にとって脅威となり得る活動を平素から把握し、状況に応じた適切な対応によって、その脅威が直接我が国に及ぶことを抑止する。また、万一脅威が直接的なものとなる場合、自らの対応、あるいは米海軍等との協力により、脅威に対処する。

### （2）海上交通の安全確保

第 2 の目標は、我が国にとっての生命線である海上交通の安全確保である。

我が国の存立と繁栄は、海洋の安全かつ安定的な利用の下に成り立っている。公海自由の原則<sup>4</sup>等、これまでに形成されてきた国際規範<sup>5</sup>に基づく普遍的価値を共有する諸外国海軍等と協力しつつ、我が国の平和と安全に直結する、自由で開かれた海洋秩序<sup>6</sup>の維持に寄与する。

---

<sup>4</sup> 航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由、海底電線・海底パイプライン敷設の自由、人工島など海洋構造物建設の自由、科学調査の自由。「海洋法に関する国際連合条約」（平成 8 年 7 月 12 日条約第 6 号）87 条 1 項。

<sup>5</sup> 条約、国際慣習法及び法の一般原則を指す。杉原高嶺他『現代国際法講義』有斐閣、2012 年、12-13 頁。

<sup>6</sup> 「自由で開かれた海洋」とは、①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保を念頭においている。外務省資料

### （3）望ましい安全保障環境の創出

第 3 の目標は、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することである。

これは、我が国に対する脅威の顕在化を防止するとともに、脅威が顕在化した場合の有効な対応を企図し、インド太平洋地域、更にはそれを越えて、欧州、中東を含む世界中の各地域において平素から諸外国海軍等との相互理解・信頼醸成<sup>7</sup>を深化させるとともに、必要に応じて国際社会における連携に積極的に寄与することである。

海上自衛隊は、日々の警戒監視活動等、24 時間 365 日多種多様な業務に従事すると同時に、万一の事態生起時に備え、我が国を断固として防衛する態勢を継続的に維持・強化している。これらの活動は、平素から、武力攻撃事態<sup>8</sup>に至るいわゆる有事の状態（以下「有事」という。）まで不断に継続する活動である。

海上自衛隊の平素の活動は、有事を未然に防止するためのものであるが、他方、万一有事に至ってしまった場合には、日本国民の生命・身体・財産、そして領土・領海・領空を守り抜かなければならない。すなわち、上記に掲げた 3 つの目標を達成するに当たっての基本的な考え方は、平素の活動により「戦わずして勝ち<sup>9</sup>」、有事には「守り抜く」ということになる。

## 2 目標達成の方策 <海上自衛隊が実施すべき活動>

前項で述べた海上自衛隊の 3 つの目標を達成するための方策として、どのような活動が必要か、という観点から、海上自衛隊の活動は、その目的

---

「自由で開かれたインド太平洋に向けて」、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000407642.pdf>、2020 年 4 月 27 日アクセス。

<sup>7</sup> 防衛省・自衛隊は二国間の対話や交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、対立感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気醸成する努力が行われてきた。『令和元年版 日本の防衛』354 頁。

<sup>8</sup> 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。武力攻撃予測事態と併せて、武力攻撃事態等という。「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条。

<sup>9</sup> 現代にも伝わる中国の兵書『孫子』では「戦わずして人の兵を屈するは、善の善なる者なり。」との記述がある。『孫子』金谷治訳注、岩波文庫、1963 年、35 頁を参照。

及び性質に応じ、以下のとおり「形成」、「平素からの対応」及び「有事への対応」の3つに大別することができる<sup>10</sup>。これらの活動(=方策)は、DIME(外交(Diplomacy)、情報(Intelligence)、軍事(Military)、経済(Economy))に表されるような政府全体の取組の一環<sup>11</sup>として実施するものであり、時に複数の方策を組み合わせつつ、平素においては事態の生起を抑止し、有事においては事態に適切に対処するとともに、事態の悪化を抑止しつつ、我が国を守り抜くというものである。

## (1) 形成

第一に、国際社会と連携しつつ、不断に安全保障環境を改善することによって、我が国に負の影響を及ぼし得る脅威の顕在化を間接的に抑止する活動の総称として、「形成」の活動(Shaping Activities)を挙げることができる。

海上自衛隊は、平素からの訓練により部隊練成に努めるとともに、着実に防衛力を整備し、想定される事態に対処し得る態勢を構築している。

---

<sup>10</sup> 「形成」と「平素からの対応」の違いは、戦闘に至らない状態において、脅威に直接対処する(対処)か、安全保障環境を改善することによって間接的に脅威を抑止する(形成)かにある。米軍の概念では、Phase 0=Shape、Phase 1=Deterに続き、敵対行為において Phase 2=Seize Initiative、Phase 3=Dominate、Phase 4=Stabilize、Phase 5=Enable Civil Authority と分類されている。Joint Publication 3-0, “*Joint Operations*,” Joint Staff Office, January 17, 2017, Incorporating Change 1, October 22, 2018, pp. V-8-V-14. こうした分類は、状況を完全にコントロールしきる十分な軍事力に加え、法的にも軍に一定の統治機能を持たせるといような、軍事に関する包括的な思想があつて初めて可能なものであり、我が国の現状とは前提が大きく異なる。もちろん日米共同を考えた場合、米軍の思想を理解する必要はあるが、そのまま適用することは不可能である。そもそも、方策の「形成」、「平素からの対応」、「有事への対応」は事態の段階を指すのではなく、あくまで海上自衛隊の活動を目的及び性質によって分類したものである。したがって、形成と平素からの対応、あるいは形成と有事への対応が同時並行で異なる地域で実施されることもある。この意味において、米軍文書の中に類似の概念を求めると、例えば「形成」はPhaseとしての「Shape」ではなく、活動の種類としての「Shaping Activities」の概念と類似しており、「安全保障環境の形成」に限らず、間接的な抑止のための広範囲な活動を指す意図で用いている。

<sup>11</sup> 国家安全保障会議の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施。「国家安全保障戦略」(平成25年12月17日 国家安全保障会議及び閣議決定)。

海上自衛隊の他自衛隊と比較しての特性は、時間的にも空間的にも広範に活動が可能であり、世界の海に、また、海を經由して世界中の沿岸地域に対して、アセット、物資、情報などを投射可能な点にある。ただし、広大な海洋の全域において目標を達成するためには、統合による対応に加え、諸外国軍及び関係機関との連携・協力が不可欠である。また、情勢が悪化した場合には、政府全体としての対応に寄与すべく、関係省庁や自治体等との連携を密にした対応が必要となる。この認識を踏まえ、共同訓練、演習、防衛装備・技術協力<sup>12</sup>、能力構築支援<sup>13</sup>等、諸外国軍及び関係機関との防衛協力・交流を、多角的・多層的に実施するとともに、海上自衛隊の能力と活動を、内外を問わず様々な機会をとらえて持続的に明示することにより、我が国に有利な安全保障環境を「形成」しなければならない。

## (2) 対 応

### ア 平素からの対応

次に挙げられるのが、武力攻撃事態、すなわち有事を含めた平素からの全ての状態において、プレゼンスの顕示、情報収集・警戒監視等<sup>14</sup>を通じ、武力行使をせずに直接的に脅威に対処し、もって事態の生起又は事態の悪化を抑止する活動 (Deter Activities)、即ち、「平素からの対応」である。

いわゆる「一方的な現状変更の試み」や事態のエスカレーションに対しては、動的活動により事態の悪化を防止し、沈静化に努めなければならない<sup>15</sup>。こうした対応には、「いつ、どこで、誰が、何を、何の目的で、どのように行動しているのか」を正確に把握することが重要となる。このため、海上自衛隊は、平素から情報収集・警戒監視態勢を維持・強化するととも

---

<sup>12</sup> 自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力。『令和元年版 日本の防衛』437 頁。

<sup>13</sup> 他国の安全保障・防衛分野における人材育成や技術支援などを行うこと。『令和元年版 日本の防衛』354 頁。

<sup>14</sup> 防衛省・自衛隊による具体的な手段としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②各種画像衛星からのデータ収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報収集が挙げられる。『令和元年版 日本の防衛』445 頁。

<sup>15</sup> 例えば、米軍は、「武力行使を伴うことなく早期に事態を解決に導くため、注意深く計算された抑止を指向した事前計画の選択肢」(JP3-0)、即ち「柔軟な抑止選択肢」(FDO)を定めている。

に、海洋状況把握 (MDA: Maritime Domain Awareness)<sup>16</sup>について諸外国と連携し、我が国周辺及び主要海上交通路における海洋状況を正確に把握、共有し、迅速に諸活動に反映できる態勢の確立に努めている。

万一不測の事態が生じた場合には、各種国際規範に基づき偶発的な衝突発生を防止するとともに、対象行動を適切に記録・収集することにより状況を正確に把握し、得られた情報を適時に発信することが重要である。これにより、我が国の正当性を主張し、もって国際社会の理解及び協調の下で事態の悪化を防ぎつつ、その早期収束を図ることが可能となる。また、状況に応じ、関係国との共同訓練の実施等により直接的なメッセージを発し、抑止効果を発揮していく。また、海賊やテロ等の非国家主体の脅威に対しても、国際社会と協調して取り組み、我が国の海上交通を守り、その安全を確保するのである。

### イ 有事への対応

万一、我が国の平和と安全が脅かされる場合には、その脅威を排除するための活動 (Warfighting Activities)、即ち、「有事への対応」が必要である。

有事においては、海上自衛隊は統合運用の一端を担い、所要の期間、所要の海域における海空優勢を確保、維持して敵侵攻兵力の排除に努めるとともに、敵の行動の自由を拒否する。海空優勢の確保のためには、物理的空間に加え、宇宙、サイバー空間及び電磁波領域における優越が重要となる。これらの空間における優越を確保するため、日米共同を基軸としつつ、他自衛隊、関係機関との統合・総合的な努力により、事態に対処していくのである。

以上、海上自衛隊の活動を 3 つに分類したが、「形成」と「平素からの対応」及び「有事への対応」は、それぞれが完全に分離したものではなく、事態の推移に応じて並行して実施するものである。

## 3 目標達成の手段 <海上自衛隊が保有すべき能力>

「形成」、「平素からの対応」、「有事への対応」という 3 種類の活動に当たり、所要の海空域において我が国の行動の自由を獲得、主体的に危機を管理

---

<sup>16</sup> 海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること。「我が国における海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた今後の取組方針」(平成30年5月15日 総合海洋政策本部決定)。

するためには、海上自衛隊は必要な「時間・時機」に、所要の「空間」に対して、アセット、物資、情報をも含む「力」を投射できなければならない。以下の具体的事例は、この原則が全ての活動を通じて必要であることを示している。

まず、「形成」の例として、インド太平洋方面派遣訓練<sup>17</sup>では、各国海軍との訓練機会を活かし、企図した海域・港湾へ、部隊を展開している。次に、「平素からの対応」であれば、沿岸防備のために我が領域に近接する目標に対応する際には、彼が到達する前に、彼と我が領域との間に進出し、プレゼンスを示す。さらに、「有事への対応」において、彼の侵攻兵力を撃破するに当たっては、決定的な戦機に、彼に対する攻撃圏内に進出し、火力を投射するのである。

このように、海上自衛隊は、平素から有事にわたる全ての活動において、「時間・時機」、「空間」、「力」の 3 要素を適切に制御できる各種能力を高め、保有・運用しなければならないのである。そして、そのためには、選択と集中の原則に基づき、限られた資源を効率的、効果的に運用する必要がある。

海上自衛隊として、特に重視し、その強化に努めるべき能力は、次のとおりである。

## （1）「考え出す」能力（立案能力）

### ア 革新的技術の創出・育成

情報通信等の分野における急速な技術革新に伴い、各国の軍事技術の進展は目覚ましいものがあり、戦闘様相も大きく変化している。こうした状況の中で任務を遂行するためには、従来の装備や戦いの発想に捉われず柔軟に思考できる優秀な人材を育成するとともに、ゲーム・チェンジャー<sup>18</sup>となり得る最先端技術に重点的に投資しなければならない。海上自衛隊は、防衛力整備・装備品開発のプロセスの合理化を図るとともに、組織内外との緊密な情報交換を通じて、革新的技術の創出及び育成を図っている。

---

<sup>17</sup> インド太平洋地域の各国海軍などとの共同訓練。部隊の戦術技量の向上や各国海軍との連携強化を図った。2018 年には海自からは護衛艦 3 隻、搭載航空機 5 機が参加し 5 か国の寄港と 7 か国との訓練を果たした。『令和元年版 日本の防衛』390 頁。

<sup>18</sup> 将来の軍事バランスを一変する可能性を秘める技術・装備。例：量子技術、人工知能、超音速技術等。『令和元年版 日本の防衛』423 頁。

## イ 戦略・作戦・戦術等の案出

優秀な人材、優れた装備品があろうとも、任務の完遂は、戦略・作戦・戦術の適否によるところが大きい。従来の枠組みに捉われず、技術の進展に伴う装備・戦い方を巡る環境の変化に応じた柔軟な発想を大胆に取り入れつつ、平素から戦略・作戦・戦術に係る教育及び研究、並びに各種戦<sup>19</sup>能力の向上に係る態勢を整備することにより、我が国を守り抜くための戦略・作戦・戦術を案出し、これを更新し続けようとしている。

### （2）「守り抜く」能力（作戦能力）

#### ア 常統監視

適切な「時間・時機」、「空間」、「力」の制御の基盤となるのは「情報」であり、多様かつ正確な情報の収集・分析とその蓄積が、適正な情勢判断、作戦立案とその遂行に不可欠である。海上自衛隊は、「情報」に係る体制整備、特に、宇宙やサイバー空間及び電磁波領域における能力向上に加えて、水中監視能力の改善と拡張に努め、対象の意図、位置及び動静と兵力組成を的確に把握する能力を向上させることが必要だと考えている。さらに、無人及び有人装備の効果的な連携態勢を、これに係る要員養成を含めて構築し、常統監視（情報収集、警戒監視及び偵察活動）に係る能力を強化していく。

#### イ 領域拒否

現代における海上作戦は、彼我相互の領域拒否<sup>20</sup>の戦いである。海上自衛隊は、必要な海空域において、時として敵対勢力の存在を許さず、存在を許容する場合においても彼の行動の自由は決して許さない領域拒否能力を強化することが不可欠だと考えている。また、必要な海空優勢を堅持するため、他自衛隊との協同を念頭に、対空、対潜、対水上等の各種戦において有効に能力を発揮し得る部隊の保持に努めている。特に、経空脅威対処を含む能力強化を図るために、航空自衛隊と協同し、固定翼機の艦上運用能力を新たに獲得<sup>21</sup>するとともに、対艦ミサイルの脅威の排除も考慮した防空能力の確立を図ろうとしている。さらに、彼によって拒否された一定の

<sup>19</sup> 対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦をいう。『令和元年版 日本の防衛』288 頁。

<sup>20</sup> 当該地域での軍事活動を阻害すること。『令和元年版 日本の防衛』44 頁。

<sup>21</sup> 今後、現有の艦艇からの STOVL 機（短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機）の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずることとしている。「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について」。



領域に対して、私の行動の自由を回復するため、アに記した能力をもって彼の兵力を捕捉・追尾するとともに、長射程精密誘導弾や水中における領域拒否を可能とする装備の取得及び要員養成<sup>22</sup>を促進するのである。

### （3）「支え切る」能力（継戦能力）

目標を達成するためには、戦闘に従事する部隊と、それを支援する機関又は部隊との連携が重要である。教育を通じてその重要性に係る認識を隊員全体で共有し、体制見直しを含めてその強化に取り組み、より効率的、効果的な資源の配分により、高い継戦能力を維持していく必要がある。

任務を完遂するためには、燃料、弾薬及び糧食といった作戦資材の確保、装備品の維持整備等の所要の業務が適正に実施されなければならない。優先度を踏まえた資源の確保と適時適正な配分に注力し、部隊の活動を支える能力の保持も重要である。

さらに、平素、有事を問わず、作戦行動の長短は未知であるとともに、四周を海洋に囲まれた我が国を防衛するための領域は立体的かつ広範にわたる。よって、長期間にわたり広大な領域においてアセットの柔軟な集中、展開を可能とする継戦能力を更に強化する必要がある。特に、有事において需要が飛躍的に高まることが見積られる燃料及び弾薬の供給、並びに人員の損耗に対し急速な要員養成・補充を行うとともに、海上自衛隊全体の高稼働率の維持などを可能にする態勢の確立に努めていく。

### （4）「優位に立つ」能力

ここまで述べた全ての能力に関し、それらを発揮する前提として、脅威に対する優位を獲得し、その優位を維持し続けることが不可欠である。次に掲げるIW（Information Warfare）及び戦略的発信（Strategic Communication）は、海上自衛隊の実施する全ての活動と並行して実施され、情勢が我に有利となるよう作為するとともに、私の自由を確保しつつ、敵対者の自由を制限するものである。

#### ア IW

保有する能力の効果を最大化するためには、迅速かつ確実な情報共有と、方針及び指示の徹底が重要である。したがって、海上自衛隊は、敵対勢力の妨害下にあっても、海上自衛隊内、他自衛隊、更には友好国海軍等との

---

<sup>22</sup> 今後、スタンド・オフ防衛機能、無人水中航走体（UUV）の整備・研究開発等、必要な措置を講ずることとしている。『令和元年版 日本の防衛』234-235頁。

十分な情報共有及び意思疎通を維持できるよう、抗堪性、冗長性の高い指揮通信体系を確立し、情報優越の獲得と有効な作戦遂行が可能となる態勢の構築を目指している。また、指揮統制も含めた包括的な意味でのIW能力は、平素から有事まで全ての活動の成否を握る重要な要素である。そのため、海上自衛隊は、IW要員の育成、サイバー・電子戦、保全等に係る能力強化により、我が指揮統制を防護するとともに、彼らの意思決定に影響力を行使するため、IWに係る優越を獲得し、維持しようと努めている。

## イ 戦略的発信

海上自衛隊の存在及び活動と、それらを言語、画像又は映像に変換したものを部内外に明示することにより、我が国及び海上自衛隊に対する国内外の理解と信頼醸成を戦略的に促進しなければならない。したがって、戦略的発信の重要性について、教育を通じて全隊員の理解を深める必要がある。また、寄港、訓練、国際会議等、適時の機会に適切な空間において必要な情報を発信し、関係国及び関係機関とも連携してその効果の最大化にも努めている。こうした総合的な戦略的発信を通じ、緊張緩和や事態収束にも寄与するものである。

## 4 海上自衛隊の課題と努力の方向性 <4つの充実>

前項の海上自衛隊が保有すべき能力と現状とを比較すると、その間にはギャップが存在する。そのギャップこそが、海上自衛隊が克服すべき課題である。こうしたギャップが生ずる背景には、少子高齢化・人口減少、科学技術の急激な発展、戦闘様相の複雑化、グローバル化・国際化の進展といった外的要因が存在し、課題は様々な分野にわたる。これらの課題の克服に向け、海上自衛隊として努力を集中する方向性を、次の「人」、「機能」、「構想」、「協働」という4つの分野に整理する。

### (1) 人の充実

「人」は、海上防衛力の根幹である。海上自衛隊は、将来にわたって部隊の精強・即応を維持するために、有為な人材を採用し、様々な教育機会を通じてこれを大切に育成するとともに、外部の人的資源も有効に活用することにより、「人」を質・量ともに充実させなければならないと考えている。

具体的には、募集・援護<sup>23</sup>業務を強化、より効果的で効率的な教育体制を確立し、退職自衛官を含む民間力の活用拡大等を推進することである。また、組織の抜本的な再構築、意識改革などの取組を通じて、各隊員が充実感とともに自発的に働く環境を整え、任務を完遂できる優秀な人材を確保することも重要である。

## (2) 機能の充実

海上自衛隊は、所要の能力を持続的に強化し、「形成」と「対応」という方策を実行し得る「機能」を充実させなければならないと認識している。

したがって、将来の武器・装備体系に加え、ゲーム・チェンジャーとなり得る先進技術、装備品への投資・取得を意欲的に行い、装備の陳腐化を回避する必要がある。加えて、指揮統制の在り方を常に見直し、迅速かつ確実な意思決定と、その実行を可能とする能力の強化も肝要である。また、造修補給、施設等、これまで後方と呼んできた継戦能力の更なる強化を図らなければならない。さらに、有事における人的損耗の局限という観点も踏まえ、省人化・無人化の推進も重要である。

## (3) 構想の充実

海上自衛隊は、今日常識となっている固定概念を打破し、柔軟な思考を取り入れ、限られた資源を有効に活かし、平素から有事にかけて対応するための「構想」を充実させなければならないと考えている。

いかに優秀な人材や適切な機能を有しようとも、それらを動かす構想が適切でなければ目標の達成には至らない。構想たる戦略・作戦・戦術等の分析・開発体制の再構築を図り、構想と実践の相互作用、適切な能力分析・評価<sup>24</sup>による構想の再構成作業を通じ、戦略・作戦・戦術開発能力の向上を

---

<sup>23</sup> 自衛隊は精強性維持の観点から若年定年制及び任期制を導入、他の組織に比べて退職年齢が早いとため、退職後の収入安定のため再就職援護を実施している。『令和元年版 日本の防衛』573 頁。

<sup>24</sup> 能力分析とは、「能力評価の作成に資することを目的として、統合運用の観点から自衛隊全体の機能及び能力に着目して、主として中期的な安全保障環境を前提とした努めて科学的な手法による防衛力の分析を通じ、その重大な不備又は不足を導出するための基礎となる情報を明らかにするもの」。能力評価とは、「中期的な防衛力の整備において重視すべき事項の導出に資することを目的として、防衛力指針及び統合運用構想に基づき、統合運用の観点から自衛隊全体の機能及び能力に着目して、主として長期的な安全保障環境を前提とした努めて科学的な手法による防衛力の分析を通じ、基礎情報を明らかにしつつ、防衛力の重大な不備又

図る必要がある。また、蓄積した知識・経験の適切な管理・共有も重要である。

#### （４）協働の充実

海上自衛隊は、米海軍と共同するとともに、統合・総合力を発揮することによって、我が国を守り抜くために「協働」を充実させなければならないと考えている。

強力な打撃力を有さない海上自衛隊にとって、米海軍との共同は全ての活動の前提である。普遍的価値と戦略的利益を共有する米海軍と、あらゆる段階・規模の共同訓練を継続実施するとともに、情報共有を深化させ、相互運用性を向上させようとしている。また、その実効性を高めるために施設、区域の共同使用の拡大も図る必要がある。

同時に、地域特性に応じた防衛協力・交流や多国間連携を深化させ、諸外国海軍等との関係を深化させなければならない。さらに、他自衛隊、他省庁、民間企業等との協力関係を促進し、統合・総合力を発揮する態勢の構築も重要である。

### おわりに

我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している。そうした中で海上自衛隊は、主体的に変化に適合しつつ、各種事態に適切に対応し得る海上防衛力を不断に練成していかなければならないと考えている。新型コロナウイルスがグローバリズムと国際システムに与える影響は極めて大きく、今後我が国が繁栄を享受する広大なシーレーンにおける人・モノ・マネーそして情報のフローは大きく変わっていく可能性をはらんでいる。現段階で、この問題が我が国の海上防衛にどのような影響を及ぼすのか、具体的に述べることはできないが、今後主要国間のパワーバランス、グローバルサプライチェーンなどの変化に合わせて、海上自衛隊の目標も柔軟に見直していかなければならない。

その途上には様々な課題が存在するが、「人」、「機能」、「構想」、「協働」の 4 つの分野の充実のアプローチを通じ、本質的ではない失敗は許容する文化をもって、これらの課題に対し、挑戦している。

---

は不足を明らかにするもの」。「防衛諸計画の作成等に関する訓令」（平成 27 年防衛省訓令第 32 号）第 3 条第 2 項。

こうした努力を通じて、彼に対して「優位に立ち」、常に新しいアイデアを「考え出し」、平素から有事にわたる一連の活動を最後までやり抜き、そして、海上自衛隊の全ての活動を「支え切る」能力を保有していく。これらの能力により、海上自衛隊は適切な「力」を適時かつ適所に投射して「形成」と「対応」という方策を実行することが可能となるのである。このようにして、海上自衛隊は、「我が国の領域及び周辺海域の防衛」、「海上交通路の安全確保」、「望ましい安全保障環境の創出」という3つの目標を達成することができるのである。